

令和6年4月 24 日
参考資料
(県政・大和記者クラブ同時送付)

厚木基地周辺の第一種区域等の見直しに関する要請について

本日(24日)、知事及び厚木基地周辺8市(※1)長の連名で、防衛大臣に対して、別添のとおり厚木基地周辺の第一種区域等(※2)の見直しに関する要請を実施しましたので、お知らせいたします。

※1 厚木基地周辺8市:大和市、綾瀬市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市、
町田市

※2 第一種区域等:国が住宅防音工事助成等の対象区域として指定している第一から第三種
区域。

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課
課長 館野 電話 045-210-3370
課長代理 川東 電話 045-210-3375

厚木基地周辺の第一種区域等の
見直しに関する要請

令和6年4月24日

神奈川県及び厚木基地周辺8市

(神奈川県、大和市、綾瀬市、相模原市、藤沢市、

茅ヶ崎市、海老名市、座間市、町田市)

防 衛 大 臣 木 原 稔 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

大 和 市 長 古 谷 田 力

綾 瀬 市 長 古 塩 政 由

相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎

藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫

茅 ヶ 崎 市 長 佐 藤 光

海 老 名 市 長 内 野 優

座 間 市 長 佐 藤 弥 斗

町 田 市 長 石 阪 丈 一

厚木基地周辺における騒音状況については、平成 30 年 3 月に空母艦載機部隊の移駐が完了し、甚大な騒音被害は減少した一方で、現在も、厚木基地に配備されているヘリコプターや他基地から飛来するジェット戦闘機等による騒音が発生しています。また、空母艦載機着陸訓練の代替訓練施設となっている硫黄島の天候等によっては、厚木基地において着陸訓練が実施され、甚大な騒音被害が発生する懸念も払拭されていません。

そうした中、国は、空母艦載機部隊移駐により厚木基地周辺の騒音状況が変化していることを理由に、令和 4 年度から騒音度調査を実施しており、調査終了後は第一種区域等（以下、「区域」という）※の見直しが想定されます。

本年 2 月、調査期間については、令和 6 年度後半まで延長されることが明らかになりましたが、延長後の今後のスケジュール等は明らかになっておらず、また、区域の指定にあたっては、関係住民が必要とする情報を可能な限り提供するなど、更なる情報提供が必要です。

また、住宅防音工事助成制度は、長年にわたり騒音被害を受け続けてきた基地周辺住民の方々の生活に影響する重要な負担軽減策であり、制度の改善・拡充を図るとともに、区域見直しにあたっては、基地周辺住民の方々に寄り添った丁寧な対応が必要であると考えます。

一方、騒音が特に著しい区域で実施される移転措置事業は、移転希望者に対するメリットがある一方で、地域に対するデメリットも大きく、現状を是正する必要があります。

そこで、以下の事項について要請いたします。

※ 第一種区域等：国が住宅防音工事助成等の対象区域として指定している第一から第三種区域。

- 1 現在実施している騒音度調査において、ジェット戦闘機の飛来に伴う騒音や、新たな基準による飛行方式の影響も含め、騒音状況を的確に把握すること。
- 2 今般の騒音度調査期間延長を踏まえた今後のスケジュール等、区域見直しに関する情報については、適時適切に関係自治体に対して情報提供するとともに、関係住民に対して分かりやすく周知すること。
特に、騒音度調査終了後は、速やかに、調査結果を情報提供・周知するとともに、調査結果の区域見直しへの反映の過程等の詳細を丁寧に説明すること。
- 3 区域見直しにあたって、厚木基地の運用の現状や今後の見通し等、関係住民が必要とする情報を可能な限り提供するとともに、今回の区域見直しの前提となる、

空母艦載機部隊移駐後の現在の騒音状況が、再び悪化することがなく、かつ、さらなる騒音軽減に向けて取り組んでいくことを、国として明確に示すこと。

- 4 区域見直しにあたって、地域の一体性等に十分配慮し、区域を指定するとともに、見直しにより制度に変更が生じる場合には、十分な経過措置を設けるなど、関係住民に不利益が生じないよう必要な措置を講じること。

また、関係住民の意向に沿った時期・内容で住民説明会を開催するなど、丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。

- 5 昭和61年告示後に建築された住宅については、85W以上の区域を助成対象としているが、75W以上の全ての区域に対象範囲を拡大する等、現行の住宅防音工事助成制度の改善・拡充を早期に実現すること。

- 6 必要な予算を確保し、機能復旧工事を含めた待機世帯を早期に解消するとともに、機能復旧工事が行われて10年以上経過した世帯に対する二回目以降の機能復旧工事を実施すること。

- 7 移転措置事業については、事業の在り方を抜本的に見直すとともに、区域見直しにより区域外となった移転跡地は、迅速かつ適正な措置を講じること。

- 8 地元自治体等が無償使用している周辺財産については、区域見直しにより区域外となった場合も無償使用を継続させるなど柔軟な対応を図ること。

- 9 区域見直し後も基地周辺地域における農業等就労阻害への補償等について適切に対応を図ること。

- 10 厚木基地が所在することにより基地周辺住民の方々に与えている様々な負担を考慮し、区域見直し後も、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく交付金等、国が実施している負担軽減策について、改善・拡充に努めること。